

平成 21 年度第 2 回生駒市政治倫理審査会 会議録

1 会議の開催日時、場所

- (1) 開催日時 平成 21 年 7 月 10 日(金)午前 9 時 30 分～午前 11 時 40 分
- (2) 開催場所 生駒市役所 4 階 401 会議室

2 出席者

- (1) 委員 中川会長、景山副会長、横田委員
- (2) 事務局 中谷総務課長、堀本総務課課長補佐、西川文書法制係長

3 配布資料

- (1) 会議次第
- (2) 資産等報告書及び証明書類(26名分)
- (3) 第1回政治倫理審査会会議録(案)

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議事
 - ・審議事項1 資産等報告書の審査
 - ・その他
- (3) 閉会

5 会議概要

(1) 審議事項1 資産等報告書の審査

事務局から、資産等報告書の事前審査について報告があり、委員全員で報告者ごとの審査を行った。

(事務局からの報告)

○資産等報告書に添付の必要書類の不備について報告

- ・証明書類の年度誤り
- ・借入金の額、残高、借入先を証する書類の添付もれ
- ・国民健康保険税の納付状況を証する書類の添付もれ
- ・軽自動車税の納付状況を証する書類の添付もれ

○誤記、記載もれ等について報告

- ・課税標準額について、評価額を記入している。
- ・12月31日において有する資産、その年の1年間の税等の納付状

況を記載していない。

- ・訂正印を押印していない。
- ・記載すべき欄に誤りが見られた。
- ・預金の総額に100万円未満の預金が含まれていた。
- ・資産等の自動車の種類欄の記載が誤っていた。
- ・報告を求めている以外の納税状況等が記載されていた。
- ・納税額に手数料が含まれていた。

(主な意見)

- 土地、建物の資産について共有部分がある場合は、誤解を招かないよう「内本人持分〇分の〇」のように内書きすべきである。

なお、課税標準額の持分については納税通知書のとおりでよい。

- 税等の納付状況のうち、報告者の多くは市町村民税について、市県民税の額を記載しているが、条例施行規則では前年度分の市町村民税の納付状況を記載するようになっている。施行規則と整合性が取れるよう検討されたい。

なお、報告者が必要書類から転記しやすいように、配慮されたい。

- 税等の納付状況の固定資産税についても、都市計画税が含まれているが、これも同様に検討されたい。
- 資産等が無い場合など、記入するものがなくても、空欄のままにしないで、ありませんとの申告ということで、「なし」、「0」、「\」等の表記をするべきである。
- 税等の納付状況において、施行規則で報告を求めている以外の納税状況の記載は、必要ない。
- 税等の納付状況は、課税された年税額に対し、その納入済みの税額を記入すべきで、平成20年中に支払った税額を記入している場合は、訂正するよう指導されたい。

(2) その他について

- ・第1回政治倫理審査会会議録について、承認された。
- ・次回の会議は、平成21年8月14日午前9時30分から決定した。

上記のとおり記載した会議概要に相違ないことを証するため署名する。

平成21年8月14日

生駒市政治倫理審査会会長 中川幾郎

生駒市政治倫理審査会副会長 景山良一

生駒市政治倫理審査会委員 横田保典